

天童市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）

天童市議会議員定数条例（平成14年条例第22号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「21人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提 案 理 由

天童市議会における議会改革を推進するため、本市議会議員の定数を減じようとするもの。